

サッチャー政権からブレア政権までの中小企業政策

岡田 浩一

I 政策の背景

SBS (Small Business Service)¹⁾ によれば、2001年6月現在でのイギリスの企業数は、約370万件で、そのうち従業員49人以下の企業と、自営業者が、全体の99.1%を占めている。また、雇用者比率では、従業員49人以下の企業が雇用全体の約43%を占め、従業員50人から249人規模の企業では12%と両者を併せて、イギリス全体の約55%の雇用を中小企業が担っている。

また、イギリスの総取引高の企業規模別比率では、従業員49人以下の企業が約37%、従業員50人から249人規模の企業で約14%、併せて51%を中小企業が担っており、中小企業はイギリス経済を支える重要な存在としてみる事ができよう。

それゆえ、中小企業の景況動向は、イギリス経済を左右する一つの要因として重要性をもつものであり、当然、中小企業振興の政策も重視されることとなる。イギリス政府が、こうした認識をもったのは、おそらく1970年前後のことであろうと思われるが、実質的に中小企業政策が展開されるのは、1979年誕生のサッチャー政権時からのことであり、さらにその効力が現れてくるの

は、さらにそれ以降のことであると思われる。

サッチャー政権誕生以来、今日まで、中小企業にたいするさまざまな政策が展開されることとなり、そのなかで、中小企業の観方、位置づけもいくらか変化してきている。しかし、中小企業は、今日ますます重要性をもった政策対象として捉えられてきているとみる事ができよう。

たとえば、1987年から1990年までのあいだ、イギリスにおいて開業ブームともいえる新規開業の多さが目立った。そして、確かにこの新規開業のブームにより、それまで10%を超えていた失業率も5%台へと低下し、経済それ自体も好調であったのであるが、この背景には、それ以前に実施された新規開業を支援する政策の成果ではないかという事がいわれている。

一方、1991年からは景気が後退し始め、廃業率が開業率を上回り、それにともない失業率も再び10%近い高い水準へと戻ることになった。この時期は、サッチャー政権からメジャー政権に移行し、「EU統合問題」を中心的な課題とする中で、中小企業政策の位置づけがそれまでの雇用創出、失業対策といったものから、競争・革新・柔軟性・ダイナミズムをキーワードとしたものへと変化をみせた時期である²⁾。すなわち、中小企業の観方、政策の位置づけが変化する過渡期であっ

1) Small Business Service は、イギリスの中小企業支援を目的として2000年4月に設置された公的機関であり、中小企業向けサービスの一元化を展開する拠点となっている。

2) OECD, "GLOBALISATION AND SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES" Vol. 2 Country Studies, 1997, p. 289.

たといえよう。

そして、1993年をピークとして、失業率は再び低下し始め、以降、比較的落ちつきをもって推移しているのが現状である。また、開業率も廃業率を上回る状況になっており、全体的に好調のうちに推移している。2001年に入り、失業率は3%台を維持し、2001年8月の段階で、3.2%と世界的にみても、好調な景気状況であることが指摘されている。

この好調さを、サッチャー政権時の規制緩和と政策などの遺産であるという見方をする向きも強いが、その真偽を明言することはできない。しかし、サッチャー政権以降の各種経済政策において、中小企業にたいするさまざまな政策が展開され、今日のブレア政権においても、さらにその重要性が認識されていることは疑う余地はないと思われる。従来、パッチワークキルトと悪評されてきたイギリスの中小企業政策ではあるが、近年その質的充実が計られているようにも思われる。

以下、サッチャー政権から第2期ブレア政権までのイギリスにおける中小企業政策の流れについてみていくこととする。

II サッチャー政権と中小企業政策

サッチャー保守党政権が誕生する以前、ウイルソン首相率いる労働党政権下では、「ボルトン委員会報告」³⁾をうけて、産業省(後に商業省と合併し貿易産業省=DTIとなる)に中小企業担当部署(Small Firms Division)を設置、そして、地域ごとに中小企業情報センター(Small Firm Information Centre)を設置することで、中小企業政策実施の窓口をつくり、そこを軸として小企業優遇の立場をとって政策を実施することがはかられたのである。さらに、ウイルソン労働党政権末期には、中小企業の融資保証制度や中小企業投資会社制度が示されることになる。

3) Bolton Report, The Report of the committee of inquiry on Small Firms, HMSO, 1971.

しかし、インフレと景気停滞という厳しい経済状況を乗りきるためにとったデフレ政策により、大量の失業者をだすこととなる。くわえてこの時期、労働党政権は、社会福祉をはじめとするサービス部門への公共支出の増加を公約するが、実際には、公共支出は削減され、社会福祉関連政策も計画倒れに終わってしまったものも多い。それにより景気は一段と冷え込むとともに、労働者階級からも多くの批判を浴びることになる。その結果、1979年の選挙で労働党は大敗を喫し、保守党政権が誕生することになったのである。

1979年に政権についた保守党のサッチャー首相が、「マネタリズム」と「新自由主義」を掲げ、規制緩和と政策を断行したことは周知であろう。サッチャー政権が誕生した当初、この規制緩和と政策の断行によって、イギリス経済は、多くの企業が整理され、失業者も増大することになったが、逆に、業績の低い企業が整理され、生産性の高い企業が残る、イギリスの生産性は向上したのである。

すなわち、イギリスの企業社会において、競争に耐えうることのできない企業の淘汰が促されたというわけである。さらに、この競争は、国際的なものとして、イギリスにのしかかってくることになる。それは、1986年の金融自由化(ビッグバン)によって、外国資本の対英投資が加速したことによるものである。

もちろん、この外国資本の対英投資が、雇用の創出などをもたらす、イギリス国内の景気を好調なものとしていくわけであるが、それは同時に、イギリス企業にとって競争の拡大をもたらすものでもあり、それに耐えらることのできない企業の淘汰を一層促進することでもあった。

サッチャー首相がおこなった規制緩和・撤廃、資本活動と競争の自由化は、1980年代の世界経済におけるキーワードといってよいものであったが、この政策によって、イギリス国内では、多くの企業倒産、失業者の増大という事態がさけられないものでもあったのである。こうした状況のな

かで、大量の失業者たちを吸収していく雇用の場が求められることになる。

そこで、中小企業の経済的役割としての雇用創出が期待されるようになったのである。つまり、サッチャー政権では、各種の政策実施にともなう諸矛盾の解消の場として、中小企業が求められたのであり、雇用創出という性格を中心に捉えられた中小企業政策は、必然的に重要な意味をもっていったことになる。

その代表的な政策として、企業開設手当制度（EAS=Enterprise Allowance Scheme）の導入があげられる。これは、1982年から試験的に実施された政策であり、失業者にたいして失業者手当としてのお金を支給するよりも、企業を開設したものに週40ポンドの手当を支給し、自営業者たちを増大させることによって、失業者を減らし、くわえて中小企業の増大、経済の活性化をはかるものであった⁴⁾。

さらにこの時期、雇用吸収の場として、中小企業政策の対象が、従来の製造業中心のものから、サービス部門の中小企業へも拡大していくことが注目された。それは、当時、製造業分野において多くの失業者を出している一方で、サービス部門での中小企業は、多くの雇用を創出しているという当時の中小企業担当大臣トリッパーの報告が背景にあった。これにより、イギリスの中小企業政策は、それまで製造業を中心として展開されてきたものから、失業問題、雇用対策に効果の高いサービス部門における中小企業の重要性という意識が強くなったといえる⁵⁾。

こうした失業対策、雇用対策を中心とした中小

企業政策のあらわれは、1985年に、中小企業担当部署（Small Firms Division）が、貿易産業省（DTI）から雇用省（DE）に移ったことからみてもとることができる。そして、中小企業政策担当の中心的存在となった雇用省は、政府の中小企業政策について次のような3つの基本的な方針を示した。

- ①公正な競争のもとで中小企業の発展がなされることを保証し、減税措置をとり、規制、官僚的措置をなくすことで、中小企業のインセンティブを高めること。
- ②中小企業分野へのより積極的支援をおこなっていくこと。
- ③サプライサイドから中小企業の不利是正を展開することで、財務問題、情報提供、専門的経営アドバイス、訓練などを積極的におこなっていくこと。

上記3つの基本姿勢を基にして、雇用吸収の場としての中小企業の強化をはかったのである⁶⁾。

くわえて、中小企業金融にかかわる政策の実施が、新たにおこなわれていくことに、この時期のイギリス中小企業政策の特徴があるといえる。具体的には、中小企業信用保証制度（LGS=Small Firms Loan Guarantee Scheme）、事業拡大制度（BES=Business Expansion Scheme）、事業創業制度（BSS=Business Start-Up Scheme）が実施されることになったのである。

このようなサッチャー政権のもとの中小企業政策をみると、失業対策、雇用対策を中心としながら、中小企業の経済的機能を発揮させるための中小企業振興をはかってきたことが特徴としてあげられる。そして、この流れを基礎として、メジャー政権では、「競争力」を焦点にあてた中小企

4) 渡辺幸男「英国中小企業政策の最近の動向とその特徴」『商工金融』8号、1987年、12ページ。

5) ブリュッセルでおこなわれたヨーロッパ中小企業銀行家会議でのトリッパー中小企業担当大臣の報告によるもので、1983年の第3四半期に、サービス分野の中小企業は、76,000人の雇用を創出したのにたいし、中小企業製造業では、20,000人の失業者を出したというものである。浜田康行「イギリスの中小企業政策」『商工金融』第35巻第5号、1985年、8ページ。

6) John Stanworth and Colin Gray, "Bolton 20 years on: the Small Firm in 1990s", *Small Business Research Trust*, 1991, p. 20.

業政策に移行していくことができたといえよう。

以下、メジャー政権に移行してからの政策動向についてみていくことにする。

Ⅲ メジャー政権下の動向

1990年、サッチャー首相の後を受けて誕生したメジャー政権における政策には常に「EU統合問題」が根底にあり、イギリス経済の「競争力」がキーワードとして重きをなしていた。基本的には、サッチャー政権での路線を踏襲するという方向で、民営化の推進、独占による弊害排除、外資導入の促進など、自由主義経済の推進がなされた。

それゆえ、メジャー政権では、イギリス経済と、イギリス企業の競争力の強化が必要不可欠な目標となったわけである。そして、それを実現するために、1993年、イギリス下院での貿易産業委員会は、イギリスの国際競争力強化にむけての審議をおこない、翌年その報告書を発表。以後、毎年“Competitiveness”（『競争力白書』）を発表し、イギリス企業の競争力強化にむけた政策の基礎とした。

ここでは、中小企業について各所で言及がなされており⁷⁾、イギリスの競争力強化に向けた中小企業政策の方向付けがみられるとともに、競争力強化に中小企業が果たす役割が大きいものとして期待がかけられているのである。こうした捉え方のもと、イギリスの中小企業政策は、産業政策としての展開がはかられていったのである。そして、ここでは、サッチャー政権時代の中小企業政策において支配的な認識であった雇用対策、失業対策としての中小企業政策という性格は、競争力を持つ中小企業の創出というものに変化していくことになった。

7) この『競争力白書』における中小企業関連の編成と項目については、渡辺俊三「イギリス産業の競争力強化と問題」『中小企業季報』No 2、大阪経済大学、中小企業・経営研究所、1997年を参照。

この間のイギリスの中小企業政策については、新規開業、創業支援を中心としたものから、既存中小企業の育成、訓練、支援といったものへシフトしてきているともいわれている。しかし、実際のところ、政策の重心のシフトというよりも、詰め込み型で、寄せ集めの政策展開になっているといった批評もうけてきた⁸⁾。

いくつかの政策事例から、その点についてみることにする。サッチャー政権以降のイギリスの中小企業政策では、中小企業の創業が雇用の創出をもたらす、景気の高揚につながるという考え方が基礎におかれ、積極的な創業支援策を中心に捉えることが多かった。その結果、たしかにイギリスにおける中小企業の創業は増加し、開業率の高さということでそれをみることができた。

しかし、同時に、倒産企業の数も多く、中小企業の多産多死という状況にあるということも意識されるようになる。創業支援によって、新規開業された中小企業のおよそ60%が、開業3年までに倒産・廃業しているということが指摘されるなど、創業支援に期待しうる効果が薄いのではないかという評価とともに、疑問がもたれるようになったのである⁹⁾。

そして、“Competitiveness”（『競争力白書』）において、中小企業政策の基本的方向として、成長可能性を有する中小企業にたいして政策的支援をおこなっていくということを表明したのである¹⁰⁾。

このような理由から、新規開業、創業支援を中

8) 有田辰男「イギリスにおける中小企業政策の変化」『中小企業季報』No 4、大阪経済大学、中小企業・経営研究所、1994年、11ページ。

9) Graham Bannock, “UK Small Business Statistics and International Comparisons” *The Small Business Research Trust*. 1985.

ここでは、付加価値税（VAT）登録企業と消滅企業の割合が示され、開業3年以内の消滅企業の多さが触れられており、開業から、3年未満での消滅企業の割合が60%に昇ると報告されている。

10) DTI, “Competitiveness”: *Helping Smaller Firms*. HMSO, 1995.

心とした中小企業政策から、既存の中小企業の経営を強化するための育成策、訓練制度、企業間連携などの支援を中心とした政策へと移行しているといわれるのである。

そうした過程で、既存の中小企業の経営を向上させるために、熟練労働力の供給と地域経済活性化を目的として1990年から訓練・企業評議会（TECs=Training and Enterprise Councils）が各地で設立された。ここでは、既存の中小企業にたいして情報の提供、各種アドバイス、カウンセリングをおこなうことや、他の中小企業支援機関との紐帯的役割を果たすことにより、既存の中小企業の強化がはかられ、経済活力としての中小企業経営が求められることになったのである。

このように、既存の中小企業の活性化が求められるようになるなかで、企業間の協力関係への支援、ネットワーク活動推進を政策的に展開していこうとすることが重視されてきている感がある。代表的なものとして、1992年、中小企業にたいする経営指導、教育訓練、情報提供などをおこなう機関のサービスを一元化していくという「ワンストップショップ」構想が打ち出されたことである。

それまで、貿易産業省、雇用省をはじめとして、各自治体、商工会議所など各所でなされていたサービスの利用が分散的であり、利用者にとっての便利さという点で劣っていたことから、サービスを一元化し、高度で、同質な情報提供がおこなえるようにはかったものである。これが、後に「ビジネスリンク」と呼ばれるようになる。

このビジネスリンクは、商工会議所、TECs（Training and Enterprise Councils）、地方自治体、LEA（Local Enterprise Agency）、DTI（貿易産業省）などによって共同経営される独立した民営の地域情報センターであり、そのサービスは、主に次のものである¹¹⁾。

1. 迅速かつ信頼しうる経営情報の提供
2. 職業的な経験を積んだアドバイザーによる個別かつ信頼しうるアドバイスの提供
3. イベント、販売促進、会議、セミナー、交流会の実施

そして、一連のサービスには、ビジネスアドバイザーと呼ばれるコンサルタントが対応することになっており、中小企業経営をソフト面から支援していく政策例である。

こうした既存企業へのソフト面からの支援がひろく展開しているのが、1990年代メージャー政権における中小企業政策の動きであるといえよう。

しかし、前述したように、イギリスの中小企業政策が、創業支援から既存企業支援へと転換しているのかということについて、必ずしも完全な転換といえるのか明言することはできない。それというのは、中小企業の創業支援ということも包含して、かつての事業創業制度を受け継ぐかたちでの政策も展開されており、一様に創業支援から既存企業の育成・強化への政策転換といってよいものか疑問視されるからである。

たとえば、事業創業制度（BSS = Business Start-Up Scheme）は、企業開設手当制度を受け継ぎ1991年から実施された制度で、中小企業の新規開業を資金面から支援していく制度である。また、企業投資制度（EIS = Enterprise Investment Scheme）は、1994年に事業拡大制度から移行した制度で、中小企業にたいするエンジェル税制などの優遇措置をとり、中小企業への資金流入を活発にすることで、資金調達面での中小企業の不利を是正していこうとするものである。

これは、もともと、企業創業制度の流れを受けたもので、中小企業の新規開業を促進するねらいもあるのである。このことから、創業支援の重要性は失われたわけではなく、創業支援もおこないながら、既存企業への支援も充実させているというかたちでの政策実施なのである。

11) 渡辺俊三「1990年代のイギリスの中小企業政策」『修道商学』第37巻2号、広島修道大学、1997年、213～214ページ。

このような政策実施について、イギリスの中小企業政策は、パッチワークキルトという批判もなされているが、一ついえることは、イギリスの中小企業政策の基本姿勢が、1980年代の中小企業の「量」を重視するものから、「質」を重視するものへという変化を明確にしてきていることである¹²⁾。

もちろん、前述したように、政府が「量」を重視する政策を放棄したわけではなく、政策的流れは引き続きおこなわれているが、「質」すなわち、既存の中小企業の力を高めていくための政策重視が顕著にみられるようになってきているというのが、メジャー政権あるいは、1990年代イギリスの中小企業政策の特徴であろう。

このような中小企業政策の転換の背景には、前述のようにメジャー政権が、競争力の向上を中心におき、優良企業の育成、経済の活性化をはかったことがあげられる。

それにより、確かにメジャー政権下では、インフレ率の低下、失業率の低下がみられ、景気は向上してきたのである。しかし、この景気の向上は、その一方で、所得の格差拡大などを引き起こし、中小企業層の階層分化、イギリス国民の貧富の差をより拡大することとなった。これがきっかけとなり1997年の選挙で労働党に敗北し、18年にわたる保守党政権が幕を下ろすこととなったのである。

IV ブレア政権下の政策

1997年の選挙での保守党の敗北により誕生した労働党ブレア政権下での中小企業政策は、基本的には、保守党時代のものを受け継いで展開していくものといわれている。18年ぶりに政権についた労働党にたいして、企業サイドでは、従業員への高福祉、高負担など企業サイドにとって厳し

い要求がなされるのではないかとという危惧があった。

しかし、ブレア首相は、そうしたかつての労働党のイメージを否定し、当面、保守党がおこなってきた路線を引き継ぐということで政策を推進しているようである。保守党路線を引き継ぐということではあるが、労働党なりの政策をもたないわけではない。これまでの中小企業経営の強化・支援策にくわえて、企業規模に起因する不利問題への対応が始められていることに、現政権の一定の特徴をみることができるのではないと思われる。それは、1998年、「商取引の支払遅延（利息）法」(Late Payment of Commercial Debts (Interest)) が実施されたことからみてもとれる。

この法は、大企業と中小企業とのあいだでの取引において、大企業側の支払代金遅延にたいして遅延分の利息支払の請求権を認めたもので、取引関係における中小企業の不利是正をねらったものである。ただ、中小企業のあいだからは、「取引における問題解決はあくまでも双方の力関係によるものであり、法の行使によって大企業側からの嫌がらせ、取引停止などの恐れが多い。さらに利息請求してから実際に支払を受けるまでの期間にも問題がある。」といった指摘がなされている¹³⁾。

しかし、そうした指摘がある一方で、ブレア政権において、中小企業政策は、いっそうの充実が計られているのも事実である。たとえば、2000年4月には Small Business Service を立ち上げ、メジャー政権時代の「ワンストップショップ」構想にもとづくビジネスリンクも包含し、いっそうの組織的サービスが実施されるようになった。この Small Business Service の中小企業支援理念は、以下の3点である。

① 既存中小企業とその可能性への支援

12) 高田亮爾「イギリスにおける中小企業問題と政策」『商工金融』第48巻第11号、商工総合研究所、1998年、10ページ。

13) 三井逸友「今日の英国中小企業政策」『経済学論集』第30巻第2・3合併号、駒沢大学経済学会、1999年、22ページ。

- ②成長可能性のある中小企業にたいしてワールド
ビジネスに通用する支援
- ③社会的に弱い立場にある企業の不利是正

この3つの考え方に基づいて、中小企業の技術開発支援や財務アドバイス、技術移転、金融的支援などをおこなっているのである。

さらに同年5月には、The Small Business Council（中小企業協議会）を設置し、中小企業向けサービスの拡充・充実をはかっている。この団体は、20名の実業家や実務家などから構成された非行政機関の団体で、Small Business Serviceにたいしてのアドバイスをおこなうことや、政府の中小企業政策にたいする意見をおこなう機関であり、中小企業政策の充実をはかるための第3者機関という性格をもったものといえよう。

この団体は、設置から1年の間に3回の会合がもたれ、いくつかのワーキング・グループが作られた。具体的には財務関連グループ、起業環境グループ、雇用関係グループ、規制関係グループ、労働力改善グループなどである。こうしたワーキング・グループの成果が、政府の中小企業政策へとつながっていくものと思われる。

くわえて、2001年6月の総選挙でブレア政権は2期目を迎えることとなったが、この選挙においても、労働党の中小企業政策重視の姿勢がみられたし、中小業者向けの税制改革や、事務手続きの簡略化などを公約として、中小企業関係の集票にかなりの配慮をしていたことから、中小企業の重要性が高く評価されていることをみることができよう。もちろん選挙のためのリップ・サービスであり、エンプティ・プロミスだともいわれてはいるが、その中から実際にかたちとして現れてきているものもある。

たとえば、2004年をめどにBritish Company Law（英国会社法）の抜本的改正を行い、中小企業とりわけ従業員50人未満の小企業の優遇を計ろうとしていることも、その現れである。具体的には、小企業の株主総会義務の撤廃や企業監査の

簡素化など、小企業の負担軽減と事業転換の迅速性を高めることを目的としたものとなっている¹⁴⁾。さらに、新規開業のための環境整備にはかなりの配慮をしていくものとみられる¹⁵⁾。

こうした中小企業振興の政策が活発に議論され、展開されている一方で、EU問題とユーロ導入が一つの対立点となっていることが、ブレア政権にとっては課題として残っている。イギリス経営者協会IOD（Institute of Directors）は、ユーロ導入による通貨統合にはあくまでも反対の姿勢をとり、対立姿勢を強めるのではないかとも思われる。IODの認識は、ユーロ導入によってEU企業との競争が激化することと、自国の金融政策決定権を失うことによる弊害が大きいということである。また、EU各国との経済格差、失業率格差などによるポンド高が懸念されるなど、中小企業関係者にとってメリットがみいだせないとしているのである。

ブレア政権が、こうした問題を抱えながら、中小企業政策をどのような方向に誘導していくのか今後の推移が注目されるところである。

（明治大学経営学部助教授）

14) 2001年7月26日、貿易産業省が発表した改革案で、150年以上も前に施行されたビクトリア時代の古めかしい企業法は、21世紀のイギリス経済を発展させることはできないとして、21世紀の経済社会に対応する法制度の改革を図ることを約束し、84項目の改革案を発表したものである。

Statements of TI, Secretary Patricia Hewitt, 26 July 2001 より。

15) 中小企業担当大臣ナイジェル・グリフィスは、起業・創業環境を整備していくことを優先していくことを明らかとして、インキュベータ事業のために£7,500万のファンドを準備することを発表した。

Statements of Small Business, Minister Nigel Griffiths, 11 July 2001 より。